

お知らせ

見学 ☎ (03) 5512-3939 サービスホン（音声によるご案内）

☎ (03) 5521-7445 警務部傍聴参観係

①平日（土、日、休日、年末年始は休み）

午前8時～午後5時（受付は午後4時まで）

※個人で見学される方は、午前9時から午後4時までの毎正時にご案内いたします。時間に余裕を持ってお越しいただき、直接参観受付窓口でお申し込みください。

見学コース 参観ロビー→本会議場傍聴席→御休所→皇族室→中央広間→前庭

※本会議が開かれる日は、開会予定時刻の1時間前から終了まで見学できません。また特別な行事のあるときなど見学できないこともあります。

②第1・第3日曜日（国会閉会中のみ）

午前10時～午後3時

見学コース 本会議場内→本会議場傍聴席→御休所→皇族室→中央広間→前庭

※議員を通じてお申し込みください。

参観の記念として参観コース内の撮影は原則として可能ですが、私的な宣伝及び営利を目的とする撮影、通行の妨げになる場所での撮影、混雑し秩序を保持できない場所での撮影、並びに歩きながらの撮影はできません。その他撮影に関しては、衛視の指示に従ってください。

傍聴 ☎ (03) 5521-7444 警務部受付係（参議院別館）

①本会議 開会時刻30分前から受付窓口で先着順に傍聴券をお渡しします。また、議員の紹介でも傍聴することができます。

②委員会・調査会 議員を通じて委員長・調査会長の許可を受ける必要があります。

参議院特別体験プログラム

※小学5年から中学3年に相当する年齢層の子ども向けにつくられています。

国会の仕事や法律がどのようにしてできるかなどの説明を聞いた後、委員長、議長等になって、法律案の委員会審査、本会議審議を体験します。

問い合わせ先・申込先

☎ (03) 3581-3100 テレホンサービス

サービスロビー（参議院別館）

平日（土、日、休日、年末年始は休み）

午前9時～午後5時

参議院の会議録などの閲覧、写真展示、ビデオ上映などを行っています。

議会史料室・情報公開閲覧室（参議院第二別館東棟1階）

☎ (03) 3581-3111（内線74041）

平日（土、日、休日、年末年始は休み）

午前9時30分～午後5時

参議院・貴族院の会議録、議会関係図書の閲覧、パソコンによる国会会議録検索、参議院事務局が保有する文書目録の閲覧などができます。

会議録の閲覧

会議録は、次の場所で閲覧できます。また、参議院ホームページからもご覧いただけます。

①本会議 サービスロビー、議会史料室、国立国会図書館、全国主要図書館

②委員会・調査会 サービスロビー、議会史料室、国立国会図書館

※国立国会図書館 ☎ (03) 3581-2331（代）

会議録の購入

本会議の会議録は官報号外として全国の官報販売所で販売されています。

問い合わせ先 国立印刷局官報部官報グループ

☎ (03) 3587-4294

テレホンサービス

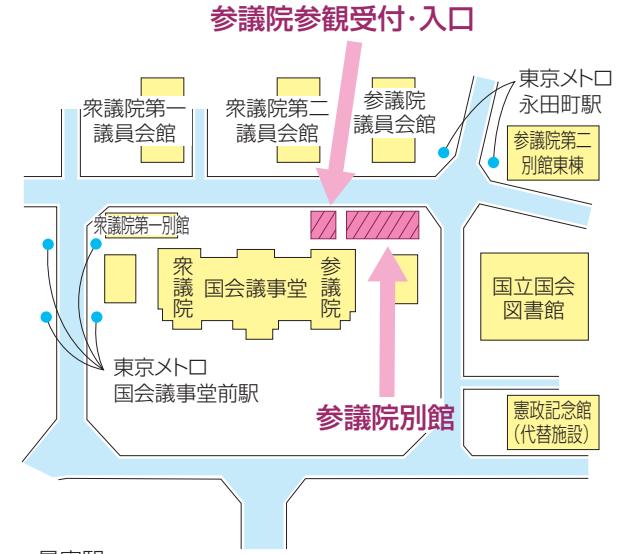
☎ (03) 3581-3100

平日（土、日、休日、年末年始は休み）

午前9時～午後5時

インターネット

ホームページ www.sangiin.go.jp



最寄駅

- 東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」出口1
- 東京メトロ 丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」出口1

〒100-8961

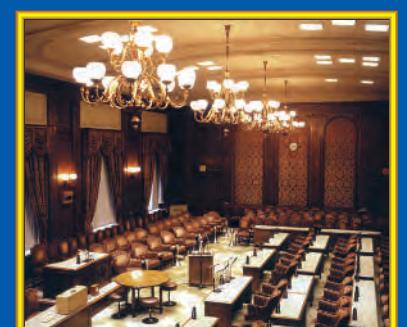
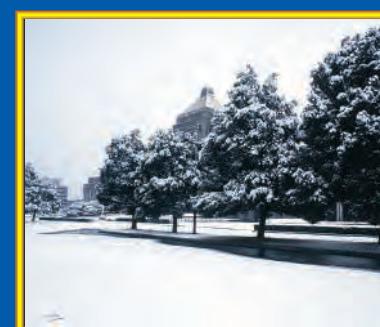
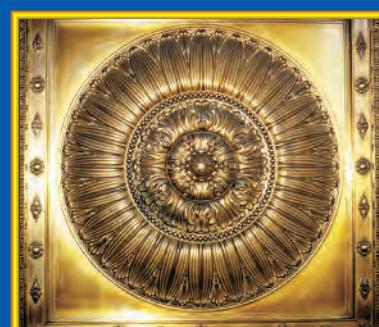
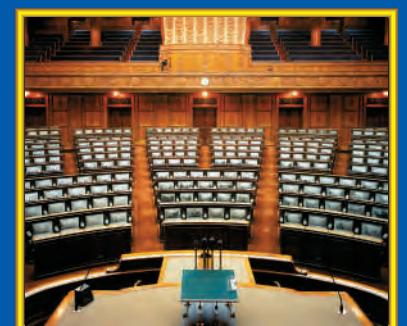
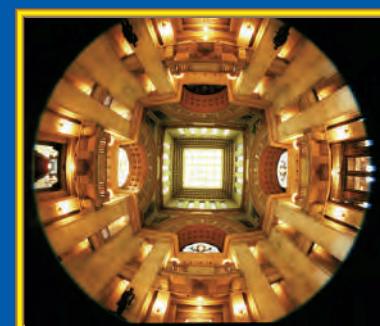
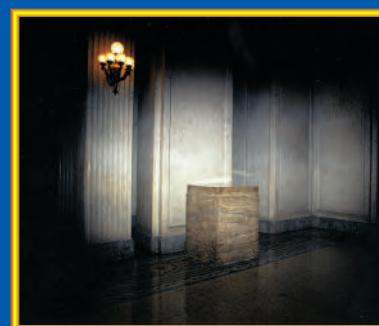
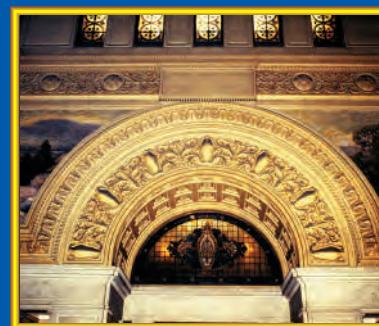
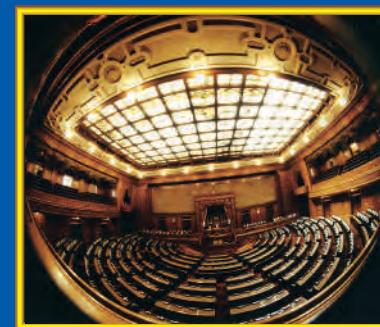
東京都千代田区永田町1丁目7番1号

参議院 ☎ (03) 3581-3111（代）

令和7年11月発行

無断複製・転載を禁じます

参議院 見学ガイド



みなさん、ようこそ国会へ、ようこそ参議院へ

目 次

| | |
|-------------|----|
| 参議院議場 | 2 |
| 御休所 | 4 |
| 中央広間 | 5 |
| 議事堂建築の歴史 | 6 |
| 都道府県から贈られた木 | 7 |
| 三権分立と国会の働き | 8 |
| 二院制について | 10 |
| 本会議と委員会 | 11 |
| 法律ができるまで | 12 |
| 開会式 | 14 |
| 議長の仕事 | 15 |
| 議員の仕事 | 16 |
| 国会で働く人たち | 17 |

国会議事堂

大正9年(1920年)1月に着工、17年の歳月をかけて昭和11年(1936年)11月に完成。

構造：地上3階(中央部4階、中央塔9階)、地下1階。鉄骨鉄筋コンクリート造り。

(データ) 敷地面積 103,007m²

建物面積 13,356m² (延べ53,464m²)

長さ(南北) 206.36m

奥行(東西) 88.63m

高さ(屋上) 20.91m (中央塔) 65.45m

敷地の海拔は本館前で26.66m。

議事堂の総重量 10万9000トン

鉄骨 9810トン

鉄筋 5522トン

石材(花崗石) 2万5500トン(大理石) 2800トン

(白華石) 106トン

セメント 2万7446トン

砂、砂利 7万8572m³

木材 24種類 4815m³

本日は参議院にお越しくださり、ありがとうございます。

国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関です。その一翼を担う参議院の活動は、法律案や予算、条約の審議にとどまらず、国政に関する諸調査、外国議会との交流や国際会議への参加など多岐にわたっています。

また、参議院には解散がなく、議員の任期が6年に及ぶという特長を活かし、より長期的な視点に立って政策課題に取り組んでいます。

参議院はこれからも、「良識の府」、「再考の府」として期待される使命と役割を果たし、国民の皆様の負託に応えられるよう全力を尽くしてまいります。

国会議事堂は、当時の最高の技術と素材を用い、大正9年(1920年)から昭和11年(1936年)まで17年もの歳月をかけて完成し、今なお当時の雰囲気を残す数々の意匠とともに、我が国の議会政治の歴史を紡いできました。

皆様には、参議院を訪問されたこの機会に、国会を身近なものに感じていただき、その活動への理解を一層深めていただければ幸いです。

参議院議長 関口昌一



参議院議場



参議院議場

議員全員で行う本会議は、ここで開かれます。各議院の意思は本会議の議決で最終的に決定されます。また、国務大臣の演説や報告、それに対する各会派の代表質問などもここで行われます。

参議院の本会議は、通常月・水・金の午前10時から開かれることになっています。衆議院は、火・木・金の午後1時からとされています。

議場は2階にあって3階までの吹き抜けになっており、広さは約743m²。天井は、からくさ模様のスチンドグラスの天窓です。座席の数は、貴族院時代の名残で460席あります。それに対し、議員定数は248ですから、全員出席しても空席が残ることになります。

ドキュメント本会議

それではみなさん、いまこの席で本会議を傍聴しているつもりでイメージしてください。

時刻は午前9時55分です。ベルが鳴ります。これは「予鈴」といって、本会議が始まる5分前に鳴らされます。この予鈴が鳴ると、議場後方の扉が開き、議員が入場します。議員は自分の議席に着くと、氏名標（机の黒い名札）を立てて、出席したことを示します。同

時に正面左右の扉から事務局の職員が入って後ろの席に着きます。また、正面左右の扉から大臣が入って前の席に着きます。

10時にまたベルが鳴ります。これは「本鈴」といって、本会議がまもなく始まることを知らせます。やがて、正面左の扉から、議長と事務総長が入場し、席に着きます。議長は、定足数に達していることを確認すると、机の上のギャベル（下の写真）をトントンとたたき、「これより会議を開きます」と宣言します。

さあ、本会議が始まりました。

議長は「日程第一、国務大臣の演説に関する件……」と続けます。今日は、内閣総理大臣が我が国の政治の進め方について自分の考えを述べる日です。

議長から名前を呼ばれると、内閣総理大臣が演壇に登場します。議場から拍手がおこります。

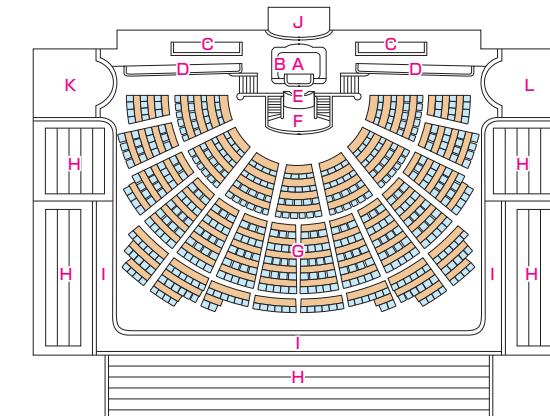
内閣総理大臣は「国会の開会に当たり、国政に臨む私の所信を申し上げます……」と演説を始めます。



ギャベル



衆議院議場

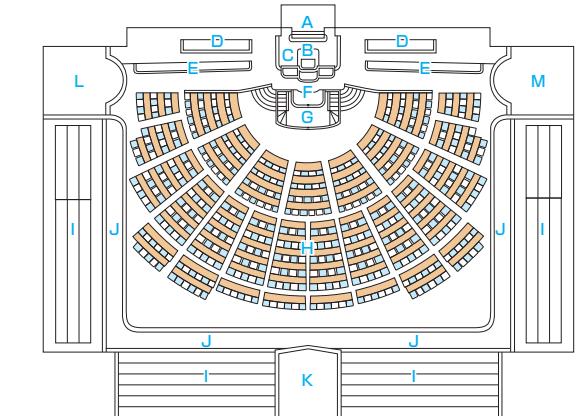


- A 議長席
- B 事務総長席
- C 事務局職員席
- D 国務大臣席
- E 演壇
- F 速記者席

- G 議席
- H 傍聴席
- I 報道関係者席
- J 御傍聴席（御座所）
- K 皇族席
- L 貴賓席



参議院議場



- A 開会式で、天皇陛下がおすわりになるお席
- B 議長席
- C 事務総長席
- D 事務局職員席
- E 国務大臣席
- F 演壇
- G 速記者席
- H 議席
- I 傍聴席
- J 報道関係者席
- K 御傍聴席
- L 皇族席
- M 貴賓席

ものしりメモ 押しボタン式投票

参議院では、平成10年1月召集の第142回国会から、本会議の採決について、従来の方式に加え、新たに押しボタン方式が導入されました。これにより、議案に対する議員個々人の賛否を迅速に集計記録し、国民に明らかにすることが可能となりました。



押しボタン式投票機



議場内3か所に設置された表示盤



天皇陛下のお席



天皇皇后両陛下の御傍聴席

御休所



御休所

4 天皇陛下が国会へおいでになったときに、一時お休みになられたり、衆参両院の正副議長がお目にかかる場所で、国会議事堂の中で最も華麗な造りとなっています。

この部屋は、安土・桃山時代の様式を取り入れた造りで、当時の日本の建築技術や工芸の粹を集めています。広さは約100m²です。

議事堂建築当初は、暖炉の前の天皇のお席から、右側の窓越しに富士山をながめることができたといわれています。

この御休所と皇族室の前の広間は、通常は大理石の床のモザイクがそのまま見えますが、天皇陛下がおいでのときは、一枚織りのじゅうたんで覆われます。

中央玄関

中央玄関は、天皇陛下をお迎えするとき、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の後に開かれる国

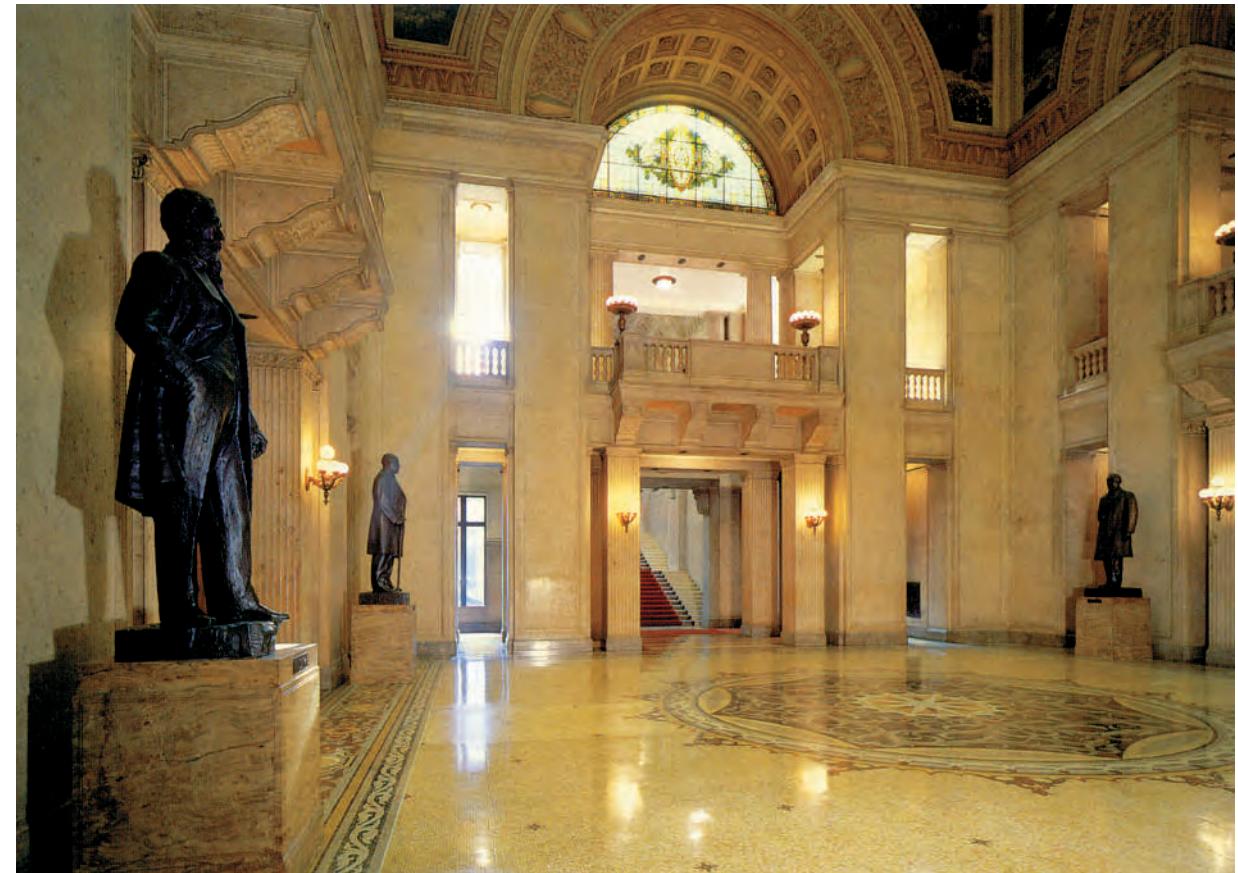
会の召集日に議員が登院するとき、また、外国の元首などを招待した際に使用します。

この中央玄関には、1枚が1トン以上もあるブロンズ製の扉が5対あります。この扉はふだんは全く開かれないことから「あかずの扉」といわれています。



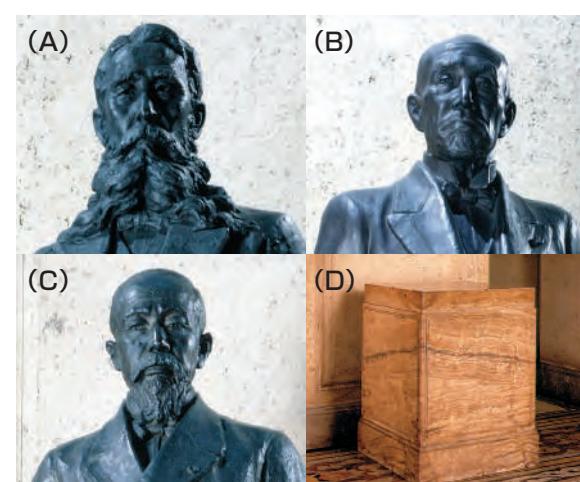
[2] とういん：①党員 ②登院 ①政党の構成員 ②議員が議院に來ること ※学校は登校、下校という言い方をしますが、

中央広間



中央広間

中央塔の真下にあって、中央玄関に通ずる広間です。2階から6階まで吹き抜けとなっており、天井まで32.62mあります。窓と天井はステンドグラス、床は大理石のモザイクでみごとな模様が描かれています。ここには3人の憲政功労者の銅像が立っています。



クイズ1 私はだれでしょう？

(A) 私は _____ です。

私は、明治の初めに、国会の開設を求めて自由民権運動をおこしました。そして、日本で最初の政党である自由党の党首をつとめました。

(B) 私は _____ です。

私は、明治政府の中心人物の1人として、日本の政治を民主的なものにするために努力しました。そして、日本最初の政党内閣の総理大臣をつとめました。

(C) 私は _____ です。

私は、1889年に発布された大日本帝国憲法の起草を中心になって行いました。また、日本で最初の内閣総理大臣になったのも私です。

(D) ここにあるのは、台座だけです。4人目をだれにするか決められなかったため、将来に持ち越されたといわれています。「政治に完成はない、未完の象徴」という意味もあるといわれています。

□ A : 伊藤博文 B : 大隈重信 C : 伊藤博文

議院から帰ることを「下院」とは言いません。

議事堂建築の歴史



(懸賞募集で1等に当選した渡邊福三氏の作品
帝国議会議事堂建築報告書より)



第1次仮議事堂(1890年～1891年・焼失)



第2次仮議事堂(1891年～1925年・焼失)



第3次仮議事堂(1925年～1936年)

議事堂建築の歴史

明治14年(1881年)10月12日に国会開設の勅諭が発せられた後、議事堂建設の気運が高まり、同19年2月、内閣に臨時建築局が設けられました。同年4月にはドイツ政府に委嘱して技師を招くと同時に、日本からは技師と職人をドイツに留学させました。

議事堂建設計画は設計段階から難航し、やがて財政問題を理由に見送られ、かわって仮議事堂が建設されることになりました。仮議事堂は、現在の千代田区霞が関1丁目の経済産業省の区画に木造洋風2階建てで建設されました。ところが、竣工から2ヶ月を待たずして火災で焼失。そこで急きょ、第二次仮議事堂が再建されましたが、再建から34年後、またしても焼失してしまいます。第三次仮議事堂は不眠不休の作業努力の結果、80日余りという短期間で再建され、現在の議事堂が完成するまで使用されました。

国会議事堂の建設は、アメリカやイギリスの例にない、設計図案を大正7年(1918年)に広く一般から懸賞募集しました。応募作品118点の中から1

都道府県から贈られた木

都道府県から贈られた木

国会構内の前庭には遊歩道があります。その両側には、昭和45年(1970年)の議会開設80周年を記念して、各都道府県から贈られた木が植えられています。



クイズ2 赤じゅうたんの総延長は？

- ①約2km ②約3km ③約4km

国会議事堂の長さ(南北)は約206.36m、奥行き(東西)は約88.63mで3階(一部4階)建てです。廊下は各階で南北に2本、東西に6本です。

なぜ赤じゅうたんにしたか。これにはいろいろな説がありますが、一般的に、ヨーロッパなどの宮殿では、「ロイヤルレッド」といって「高貴な赤」のじゅうたんを敷いているところが多く、皇居にも敷かれていました。帝国議会当時は、開院式(=開会式)が天皇の主催で行われていたため、宮中の赤じゅうたんが国会にも持ち込まれたのではないか、という説が有力です。

正解 ③ 総延長約4kmです。

クイズ3 賛成者が手をあげるのは？

委員会の採決を挙手ではかっているのは、①衆議院
②参議院 ③どちらも

委員会で採決する場合、次の3つの方法があります。
(1) あらかじめ全会一致が予想されるときは、委員長が異議の有無をはかり、異議がなければ可決とする「異議なし採決」、(2) 賛成者に挙手をさせ、その多少によって委員長が可否の判断をする「挙手採決」、(3) 賛成者に起立させて判断する「起立採決」。

このうち、「挙手採決」は参議院の委員会で行われている方法です。したがって、正解は②。ただし、予算委員会などは「起立採決」を行っています。

本会議では、議案の採決は「押しボタン式投票」が原則で、「記名投票」が行われることもあります。

クイズ4 賛成者の投票する木札の色は？

- ①青 ②赤 ③白

本会議で「記名投票」をする際、投票には木札を用います。賛成は白、反対は青、長さ9.1cm、幅4cm、厚さ0.6cmのヒノキ製で、各議員の氏名が書かれています。したがって、正解は③白です。投票するとき、議員が演壇をぐるりと回って列をつくるので、通称「堂々めぐり」と呼ばれています。

ところで、なぜ白と青なのか。諸説ありますが、フランス議会の投票様式をまねたのではないかといわれています。フランスでは、国旗の三色(白、青、赤)を使って赤は棄権としていました。

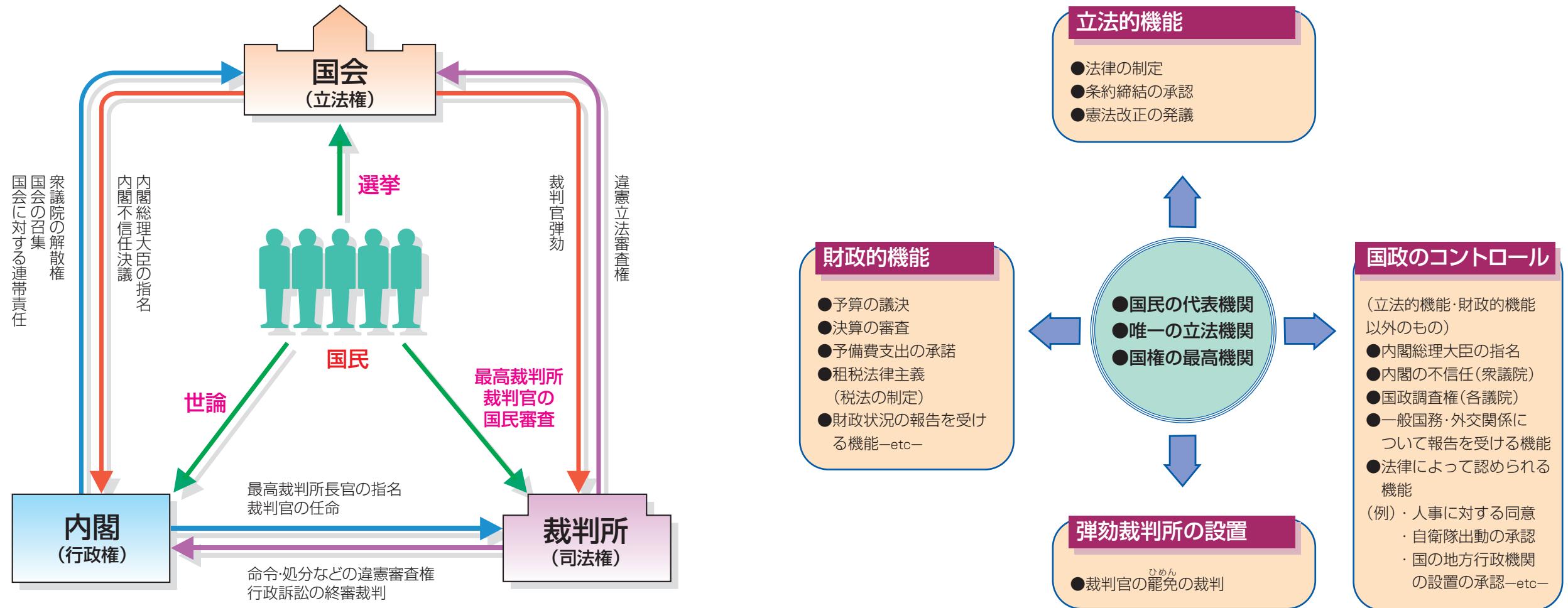
参議院では平成10年1月から押しボタン式投票が導入されました。議席の投票機の押しボタンの色は、白が賛成、青が反対です。

クイズ5 可否(賛成と反対)同数のとき結果はどうなる？

- ①可決 ②否決 ③議長が決定する

採決の結果、出席議員の過半数が賛成なら可決となります。可否同数の場合は議長が可決か否決かを決定し(憲法第56条第2項)、採決をやり直すことはありません。これを議長の決裁権といいますが、議長が決裁権を行使した例は少なく、帝国議会当時の衆議院で4回、新憲法下の参議院で2回です。衆議院ではいずれも否とし、参議院ではいずれも可としました。参議院の場合、セットになった2つの法律案のうち1つが先に可決された後だったために、議長はそのような判断を下したものといわれています。したがって、正解は③です。

三権分立と国会の働き



三権分立と国会の働き

近代国家の政治機構は、おおまかにいって、立法府である議会、行政府である内閣、司法府である裁判所の3つに分かれています。そして、互いの抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）によって、権力の集中と乱用を防ぎ、国民の権利と自由を保障しようとしているわけです。このように、国家権力である立法権、行政権、司法権の三権をそれぞれ別個の独立機関に専属させる制度を三権分立といいます。

このうち、国会については、「憲法第41条で「国権の最高機関であって、國の唯一の立法機関である。」と定められています。国権の最高機関といつても、国会が法的にすべての国家機関に優越するという意味ではありません。しかし国会は、主権者である国民から直接選ばれた議員で構成されるため、三権の中で、

主権者の意思を最もよく反映している機関です。したがって、国のですべての機関のうち最も重要な地位にあるという意味で、国権の最高機関と位置づけられているわけです。

更に、「唯一の立法機関」とは、国の立法は、すべて国会を通し、国会を中心に行われ、国会の議決のみで成立するということです。つまり、法律をつくり変えたり廃止したりできるのは、国会だけの権能であるという意味です。

ものしりメモ 議院法制局とは？

議員の立法活動を法律の専門的な立場から直接補佐する機関として、両院にそれぞれ設けられています。法制局長のほか約80名の職員で構成されており、内閣法制局とほぼ同じ規模です。

その主な職務は、議員が提出する法律案の作成を行うことです。法律案の立案に当たっては、憲法に適合しているか、他の法律や制度とうまく調和がとれているか、政策として法的合理性があるか等の点が検討されます。

このほかに、法律案に対する修正案の作成をしたり、法律問題について議員の求めに応じて意見を述べることも議院法制局の職務です。

ものしりメモ 国立国会図書館とは？

議員の調査研究を補佐するため国会に設けられている附属機関です。法案の分析、検討、内外の諸制度や立法例、

実態等について調査研究を行っています。また、図書の収集、閲覧、貸し出しを行い、国の中核図書館としての役割も持っています。このため、わが国で刊行される出版物は国会図書館に納本しなければならないことになっています。

ものしりメモ 裁判官弾劾裁判所とは？

裁判官として職務を怠ったり、その身分にふさわしくない行為をした裁判官を裁判にかけ、辞めさせる（罷免する）かどうかを判断する裁判所です。

この弾劾裁判所は、司法府である裁判所とは異なり、憲法第64条に基づいて国会に設置されています。その組織は14名の裁判員で構成され、衆議院及び参議院の議員の中からそれぞれ7名ずつ選ばれています。

二院制について



| 衆議院 | 比較点 | 参議院 |
|---|------|--|
| 465名 | 議員定数 | 248名 |
| 4年 解散があれば任期途中でも地位を失う | 任期 | 6年 3年ごとに半数改選 |
| 18歳以上 | 選挙権 | 18歳以上 |
| 25歳以上 | 被選挙権 | 30歳以上 |
| 小選挙区・・・289名 全国を289区 比例代表・・・176名 全国を11区 | 選挙区 | 選挙区・・・148名 原則都道府県単位45区 (鳥取県・島根県・徳島県・高知県は それぞれ2県の区域で1選挙区) 比例代表・・・100名 全国を1区 |
| 解散がある | 解散 | 解散はない |
| 国民の意思や世論を より強く反映できる | 院の特色 | 長期的な視点で調査・審議ができる |

二院制について

国会は衆議院と参議院の二つの議院から成り立っています（憲法第42条）。このしくみを二院制といいます。

二院制は、議会制度の母国といわれるイギリスで生まれました。その後、各国に広まり、二院制の国が大半を占めていましたが、第二次世界大戦後は、新興の独立国や人口の少ない国などで一院制を採用するところがふえてきました。

日本の国会は、衆議院と参議院で構成されていますが、どうして二つ必要なのでしょうか。

二院制の利点としては、①国民の様々な意見をで

きるだけ広く反映させることができる、②一つの議院の決めたことを他の議院がさらに検討することによって審議を慎重に行える、③一つの議院の行き過ぎを抑えたり（抑制）、足りないところを補ったり（補完）できる、ことなどがあります。

そして参議院の場合、解散もなく、議員の任期も長くなっていることから、長期的な視野で「良識の府」といわれるような審議が期待されています。

世界に目を向けてみると、世界の187か国を対象にした調査では、令和7年4月現在、二院制の国は81か国です。二院制の国には、アメリカ・イギリス・イタリア・カナダ・ドイツ・フランス・ロシアなどがあります。

本会議と委員会



本会議



予算委員会



決算委員会

11

本会議と委員会

本会議は、それぞれの議院における全議員が集合する会議であり、議院としての最終的な意思はここで決定されます。

本会議を開くには、各々その総議員の3分の1以上の出席が必要です。両議院の議事は、憲法に特別の定めがある場合を除いて、出席議員の過半数の賛成で決められます。

委員会は、常任委員会と特別委員会の2種類があります。常任委員会は、付託される議案などの有無に関わらず部門ごとに常設される委員会です。特別委員会は、会期ごとに各議院において特に必要があると認めた案件または常任委員会の所管に属さない特定の案件を審査又は調査するために設けられます。

委員会は、法律案、予算、決算、条約、その他の議案や

請願などを専門的かつ詳細にわたって審査し、また、それぞれ所管する事項について国政調査を行って、立法への補助や行政監督の役目を果たしています。

委員会を開くには、委員の半数以上の出席が必要です。また、その議事は、出席委員の過半数の賛成で決められます。

常任委員会のうち、予算委員会では、総予算などの審査を通じて、予算のみならず、国政全般にわたって、時の政治課題が取り上げられます。決算委員会は、予算が適正に執行されたかどうかを審査する委員会です。議院運営委員会は、議長の諮問機関としての役割をはじめ、本会議の日取り、議事の順序その他議院のあらゆる事項を協議する重要な任務を持っています。

法律ができるまで

法律ができるまで

国会の最も大切な仕事は、法律をつくることです。法律は原則として衆参両院で可決されたときに成立します。右の図は、例の多い衆議院から先に審議した場合の流れですが、参議院から先に審議することもあります。

法律のもとになる法律案は、内閣または議員から、どちらかの議院の議長に提出されます。議長は、法律案が提出されると、内容にしたがって、所管する委員会にその審査を委託します。これを付託といいます。重要な法律案の場合、本会議で趣旨説明を聴取し質疑を行った後、付託する場合もあります。

委員会では、提出者から趣旨説明を聴取した後、質疑を行い採決されます。場合により、関係者や学識経験者の意見を聞く公聴会が行われます。

委員会で可決された法律案は本会議で審議され、可決されるともう一方の議院に送られます。もう一方の議院でも同じように審議され可決されると、法律として成立します。そして、天皇により公布されます。

後に審議を行った議院が、法律案を修正した場合は、先に審議を行った議院に修正した法律案を回付し、回付された議院が同意した場合、修正された形で法律が成立します。

後に審議を行った議院が法律案を否決するなど両院で異なる議決をした場合には、両院協議会を開いて、意見の一一致をはかることがあります。両院協議会で成案が得られたときには、その成案がそれぞれの議院で可決されたとき法律として成立します。両院協議会でも成案を得られないなど両院の議決が異なったままで法律は成立しませんが、衆議院が3分の2以上の多数で重び可決した場合は、法律として成立します。

ものしりメモ 参議院の調査会

参議院では、昭和61年（1986年）7月から、国政の基本的事項に関する長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に、調査会という機関が設けられています。

調査会では、法案審査は行わず、国の重要課題について各界の専門家の意見を聞いたり、議員同士のフリートークを行って議論を深め、提言や報告を行い、さらにそれに基づく立法活動を行っています。

国会

衆議院

参議院

本会議

本会議

憲法審査会

特別委員会

調査会

常任委員会

常任委員会

内閣
総務
法務
外務
財務金融
文部科学
厚生労働
農林水産
経済産業

国土交通
環境
安全保障
国家基本政策
予算
決算行政監視
議院運営
懲罰

内閣
総務
法務
外交防衛
財政金融
文教科学
厚生労働
農林水産
経済産業

国土交通
環境
国家基本政策
予算
決算
行政監視
議院運営
懲罰

憲法審査会

情報監視審査会

政治倫理審査会

国立国会図書館

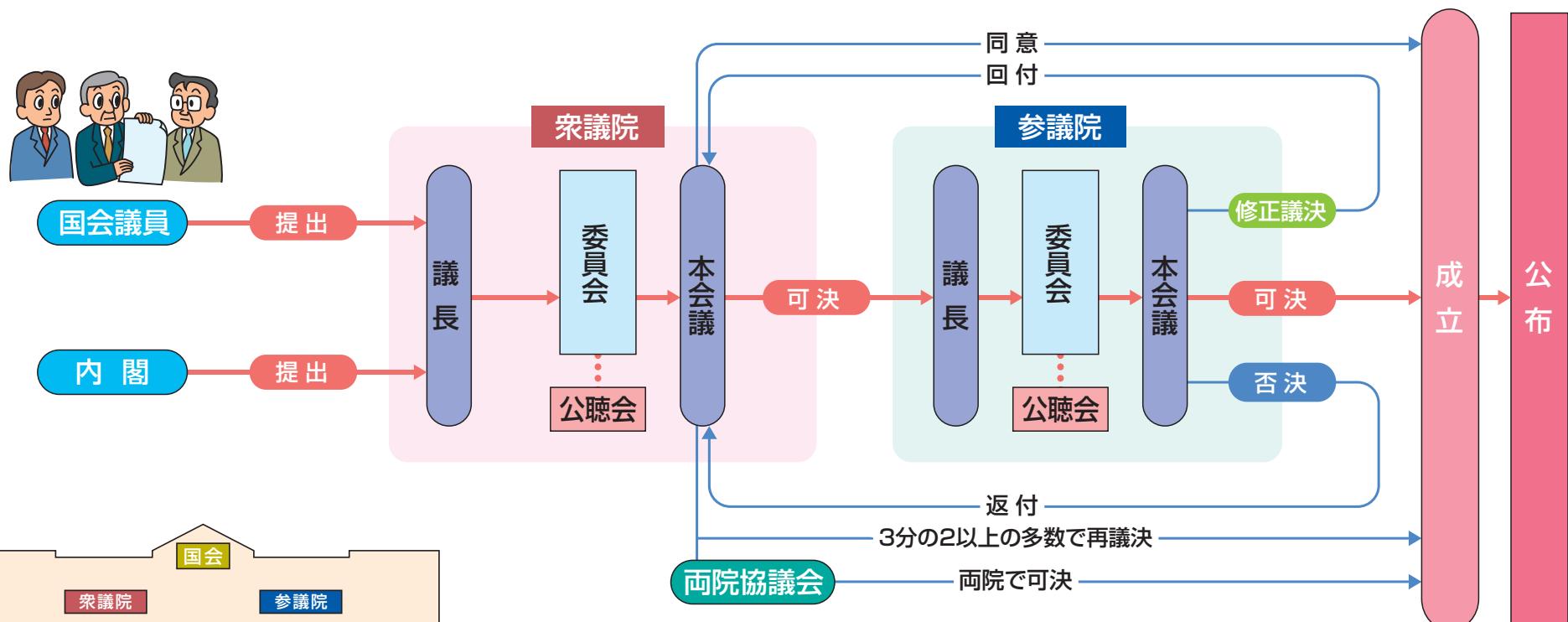
裁判官訴追委員会

裁判官強制裁判所

ものしりべと 宪法審査会

平成19年(2007年)8月、憲法改正原案や憲法改正手続法案などを審査するため、各議院に憲法審査会が設置されました。

審査会は、こうした法案審査だけでなく、各界の専門家のヒアリングや議員同士の議論を通じて、憲法論議を深めていく役割も担っています。



国会の種類

| 種類(正式名称) | 召集 | 召集の時期 | 会期 | 主な議事 | 延長の回数 |
|-----------|--|------------------------------------|-------------|--|-------|
| 通常国会(常会) | 毎年1回召集 | 1月中 | 150日 | 予算・予算関連等の重要法案など | 1回まで |
| 臨時国会(臨時会) | 臨時の必要のため次の場合に召集 ①内閣が必要とする場合 ②いすれかの議院の総議員の1/4以上的要求がある場合 ③衆議院議員の任期満了による総選挙、参議院議員の通常選挙が行われた後 | ①・② いつでも召集可能 ③任期が始まる日から30日以内 | 両議院が議決して定める | ①・② 臨時に処理する必要のある重要案件など ③院の構成・内閣総理大臣の指名(衆議院の総選挙の後の場合)など | 2回まで |
| 特別国会(特別会) | 衆議院の解散による総選挙後に召集 | 選挙終了後30日以内 | 両議院が議決して定める | 院の構成・内閣総理大臣の指名など | 2回まで |

データ 会期の最長と最短

最長280日 昭和47年12月22日召集の第71回国会(特別会)

*150日の会期に加え、65日間の延長を2度行い、昭和48年

9月27日までの会期となつた。

最短 1 日 昭和41年12月27日召集の第54回国会(常会)

昭和61年6月2日召集の第105回国会(臨時会)

平成8年9月27日召集の第137回国会(臨時会)

平成29年9月28日召集の第194回国会(臨時会)

*いずれも召集日冒頭に衆議院が解散されたため会期が1日となつた。

そのレーマモ 国会の回数は通し番号

国会の数え方は、その種類に關係なく、昭和22年5月20日召集の第1回国会から会期ごとに順次回数を追って番号をつけています。ですから、「第200回臨時国会」といっても、臨時国会の200回目というわけではありません。

開会式



開会式

開会式は、国会の会期の始めに参議院議場に天皇陛下をお迎えして行われます。

(国会冒頭に衆議院が解散された場合などには行われないこともあります。)

出席者は、両院の議員のほかに、国務大臣、最高裁判所長官、会計検査院長、国立国会図書館長などです。参議院議場の席は460なので、議席だけではなく通路までもいっぱいになることがあります。

服装は、男性はモーニングコート、女性はアフタヌーンドレスまたは白襟紋付を建前としていますが、平服でも差し支えないとされています。

なお、衛視は右肩から右胸にかけて金色の飾りひもをほどこした儀礼服を着用します。

ちなみに、国会には閉会式はありません。



ものしりメモ 開会式はなぜ参議院で？

帝国議会時代の開院式が貴族院で行われていた関係から、天皇陛下のお席が参議院本会議場にしかないためです。

天皇陛下のお席は、古くからのならわしで南向きになっています。なお、御休所のお席も南向きです。

議長の仕事



本会議の進行



議長室



外国議員団との交流(議長応接室)



全国戦没者追悼式(日本武道館)

議長の仕事

議長は、議院の最高責任者であり、議院を代表する存在です。議長は、本会議において選挙で選ばれ、その任期は議員としての任期によるとされていますが、参議院においては、通常選挙がある3年ごとに交代する例となっています。

その仕事は、おおむね以下のとおりです。

①秩序を保持する 院内の紀律については、議長がすべての権限を持っています。議院の内部においては、議長の警察権により、衛視や派出警察官が秩序を保持しています。また、本会議中の紀律を保持するため、議員の発言を制止したり、命令をきかない議員を議場外へ退去させることができます。

②議事を整理する 議長は議題を示して本会議を招集し、議事の主宰者として、本会議の開会・休憩・散会の宣告、議題の宣告、発言の許可や禁止、採決やそ

の結果の宣告など、本会議の進行全般をつかさどります。なお、採決において可否同数の場合は、議長がこれを決裁します。また、このほか議院の議事全般に関係した権限は、議案や請願の委員会への付託、委員会の委員の交代、閉会中の議員の辞職許可など広範にわたります。

③事務を監督する 事務局、法制局など議院に置かれた機関を監督し、幹部の任免に関与します。また、議員等の旅費、手当、災害補償、職員給与などについて、その細目を決定します。

④議院を代表する 議院を代表して、議決した議案の奏上や法律の公布の奏上、議案の他院への送付、政府特別補佐人の承認、証人の出頭要求などの職務を行うほか、議院の代表として宮中の行事や政府等の式典に出席したり、外国の議会との相互訪問により諸外国との友好親善を深めるための仕事も行っています。



登院の表示

参議院の玄関には、各議員の氏名が記載された「登院表示盤」が設けられています。登院したときにこのボタンを押すと、ランプが点灯して登院が記録されます。



本会議

議員全員が出席する本会議は、議院としての意思を決定する会議です。議員は本会議に出席し、法律案などに対して討論を行ったり採決に加わったりします。

議員の主な仕事

国会議員は、国民の直接選挙によって選ばれる国民すべての代表です。そして、国民の代表として、主に次のような仕事を行っています。

- ①法律案を国会に提出し、立法に主体的にかかわる。
- ②会議での質疑や文書による質問、国政調査などを通じて、行政を監視し、コントロールする。



委員会

参議院にはたくさんの委員会が設けられています。議員はいずれかの委員となって委員会に出席し、法律案や国政について大臣や政府関係者に質問したり採決に参加したりします。



議員事務室

議員会館には全議員の事務室が置かれています。議員は、ここで日々の職務を行ったり、国民からの請願・陳情を受けたりしています。

- ③法律の制定、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名など、国政の重要事項に関する国会の意思決定に参加する。
- ④選挙や国民からの請願・陳情などを通じて国民の意思をくみ取り、国政に反映させる。
- ⑤外国の政治経済情勢を調査し、国政に反映させる。



国会で働く人たち

当然のことですが、国会は「国会議員が主役」です。そして、それぞれの議員のもとに3名まで認められている公設秘書と、それ以外の私設秘書が働いています。

国会の職員としては、本会議や委員会の議事の運営事務を行う者、議員の立法活動や国政調査を手助けする者、会議録を作成する速記者、院内の警備を行う衛視、職員の福利厚生や人事を担当する者、診療所の医師と看護師・薬剤師、施設の保守管理を行う者、国会内のテレビ中継を担当する者、自動車の運転手などがあります。さらに、国立国会図書館の職員が働いています。

国会の職員のほかにも、裁判官訴追委員会、裁判官弾劾裁判所の職員、各省庁の国会担当職員、要人警護の警察官（SP）といった人たちが働いています。

また、各政党の職員、報道機関の記者・カメラマン、国会内の旅行代理店、銀行、郵便局、食堂、売店、書

店、美容室、理容室、クリーニング店、写真店、花店、印刷店などで働いている人たちも大勢います。

このように、国会ではさまざまな職種の人たちが国会議員の活動を支えているわけです。

テレビ中継・インターネット審議中継

参議院では、「国会が主体的にテレビを通じて生きた議会活動の姿を国民に提供する」との基本理念に基づいて、平成2年からテレビによる審議中継の実験を開始しました。現在、本会議や委員会などあわせて14の審議の模様を同時に中継することができます。

審議中継の映像の送信先は、衆参両院の各施設、国立国会図書館、中央省庁などとなっています。また、平成10年5月からインターネットによる審議中継を行っています。日本はもとより、世界中からインターネットで参議院の審議がご覧になります。

メモ